

掛川市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成28年12月20日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
〇1032	西大渕174号線	西大渕字丸池3306 西大渕字田町裏4284	平成28年12月20日